

株式会社オークネット 定款

(平成 20 年 3 月 7 日作成)
(平成 20 年 5 月 9 日変更)
(平成 20 年 8 月 1 日変更)
(平成 22 年 3 月 24 日変更)
(平成 23 年 10 月 5 日変更)
(平成 24 年 1 月 1 日変更)
(平成 25 年 3 月 26 日変更)
(平成 25 年 10 月 29 日変更)
(平成 26 年 4 月 1 日変更)
(平成 27 年 3 月 24 日変更)
(平成 27 年 7 月 1 日変更)
(平成 27 年 7 月 29 日変更)
(平成 28 年 3 月 29 日変更)
(平成 28 年 6 月 7 日変更)
(平成 28 年 7 月 3 1 日変更)
(令和 4 年 3 月 2 9 日変更)

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社オークネットと称し、英文では AUCNET INC. と記載する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピューターのハードウェア及びその周辺機器・関連機器並びにソフトウェアに関する下記の業務
 - (1) 開発及び製造
 - (2) 販売、輸出入及び仲介
 - (3) 保守及び修理
 - (4) 運用及び要員派遣
 - (5) 計算受託業務
 - (6) リース及びレンタル
2. データセンター運用事業及びこれらに付帯するハードウェア若しくはソフトウェアの販売又は貸与等の事業
3. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業
4. 損害保険代理業
5. 生命保険の募集に関する業務
6. 中古自動車、中古自動二輪車及び中古原動機付自転車の販売における瑕疵の補修についての保証業務及び修理、整備の請負
7. フランチャイズチェーンシステムによる自動車販売加盟店の募集及び加盟店の指導育成
8. 宿泊施設の経営等を目的とする共済会の運営
9. 貸金業
10. 集金業務の代行
 11. 1及び15に掲げる物品の割賦販売斡旋業務
 12. 土木建築工事の設計、施工及び監理
 13. 広告業並びに出版業
 14. 旅行斡旋業
 15. 下記の物品ないしサービス等の輸出入及び売買並びにその斡旋
 - (1) 自動車、自動二輪車、原動機付自転車、船舶、航空機、建設機械、工作機械、通信機器、光学機器、音響機器、コンピューター周辺機器、医療機器、健康機器、美容機器、厨房機器、スポーツ機器、トレーニング機器及びそれらの部品

- (2) 衣料品、服飾雑貨、装身具、皮革製品、宝石、貴金属、美術品、骨董品、民芸品、古物、時計、メガネ、家具、室内装飾品、家庭用電気製品、食料品、生鮮食料品、飲料水、酒、タバコ、化粧品、衛生用品、医薬品、医薬部外品、工業薬品、自動車用品、スポーツ用品、レジャー用品、ペット、ペット用品、機械工具、玩具、銃砲類、書籍、雑誌、建築資材、什器備品、日用品雑貨、花卉、園芸用品、金券
- (3) 広告媒体、旅行商品、宿泊権利、ソフトウェア、保険、役務提供、無体財産権

- 16. 前号物品ないしサービス等のオークション販売の受託
- 17. 総合レンタル及び総合リース業
- 18. ファクタリング業
- 19. 不動産売買、賃貸借、管理、仲介及び鑑定業並びにオークション販売の受託
- 20. 倉庫業
- 21. 貨物の運送の取次ぎ、媒介及び貨物利用運送事業
- 22. 映画、テレビ、ラジオ、ビデオ番組の企画制作配給及び販売並びにその斡旋
- 23. 古物営業法に定める古物商
- 24. オークション会場の経営及びオークションの運営
- 25. 検定試験の実施及びその証明書の発行
- 26. 通信教育、セミナー及び各種講座の企画及び運営
- 27. 雑誌・書籍の企画・製作・販売
- 28. 冠婚葬祭、パーティー、撮影等における衣装及び装身具類の販売、レンタル及びコーディネート並びにそれらに関するコンサルティング
- 29. 就職支援に関するウェブサイト、イベント、セミナー、講演会等の企画、立案、運営、管理及び実施
- 30. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、110,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の決議により定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し議長となる。取締役社長に事故がある

ときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は11名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- 2 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 3 当社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会の招集及び議長)

- 第 2 1 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。
- 2 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合に、この期間を短縮することができる。
 - 3 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 2 2 条 取締役会は、取締役の中から取締役社長 1 名を選定する。
- 2 取締役社長は、会社を代表する。
 - 3 取締役会は、取締役名誉会長、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
 - 4 取締役会は、取締役社長のほかに、前項の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会の決議の省略)

- 第 2 3 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

- 第 2 4 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

- 第 2 5 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

- 第 2 6 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

- 第 2 7 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締

役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第 28 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合に、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規程）

第 29 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

（選任方法）

第 30 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）

第 31 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（会計監査人の報酬等）

第 32 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。

（会計監査人の責任限定契約）

第 33 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 7 章 計 算

（事業年度）

第 34 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの 1 年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 35 条 当会社は、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって、会社法第 459

条第1項各号に掲げる剰余金の配当等に関する事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年12月31日、6月30日とする。

2 前項のほか基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

2 未交付の配当財産には利息をつけないものとする。

附則

(監査役の実任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第8回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 第8回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条第2項の定めるところによる。

(電子提供措置等に関する経過措置)

第2条 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

3 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。